

福島県外来種対策基本方針

1 現状・目的

近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から本来その生物の有する移動能力を超えて本県に侵入し、定着する生物が増加しています。

本県では、641種の外来種が県内に侵入している（していた）ことが分かっています。（令和4年度調査）

外来種が増加することは、本県にもともと生息する在来種の生態に影響を及ぼす懸念があり、本県の豊かな自然及び天然記念物、生物多様性にとって大きな脅威となります。

また、農作物への被害等、経済的な損失を引き起こす外来種も確認されており、農林水産業への影響も懸念されます。

一方で、被害を及ぼす（及ぼしうる）外来種の全てを防除することは現実的に困難な状況であり、優先順位をつけながら戦略的に対策を進めることが重要です。

そのため、本方針を策定し、優先順位の考え方と対策の方向性を示すことにしました。

なお、ICUN（国際自然保護連合）の「世界の侵略的外来種ワースト100」、日本生態学会による「日本の侵略的外来種ワースト100」や外来生物法に基づく「特定外来生物」、環境省・農林水産省の「生態系被害防止外来種リスト」など、世界や国では、既に侵略的な外来種を整理したものがありますが、それには依らず、あくまで県内の被害状況や分布状況から優先順位を定めることとします。

（参考）

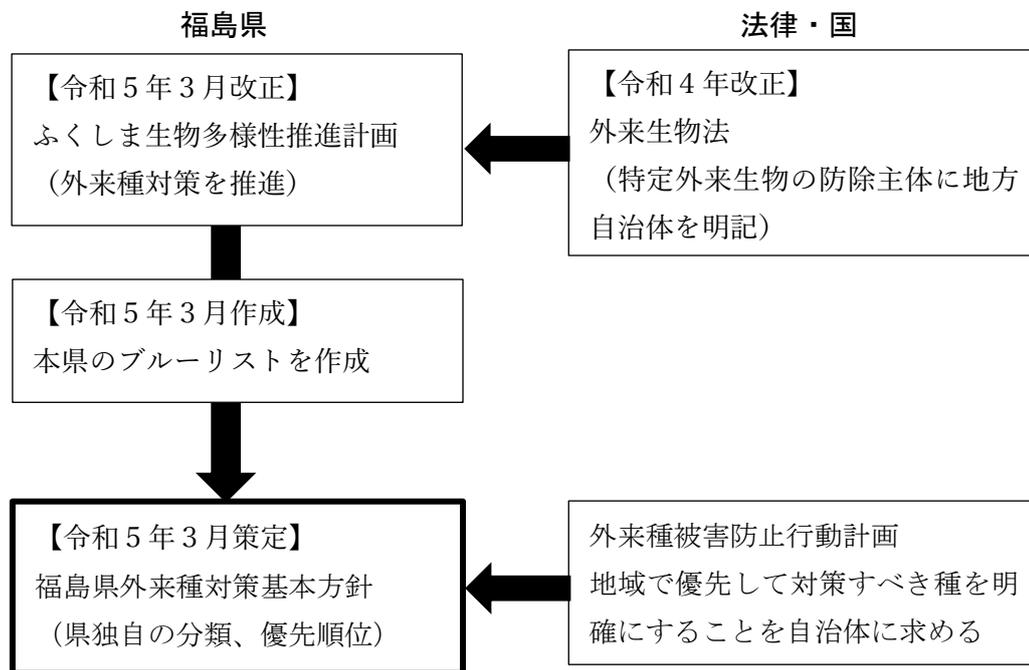
- ・「世界の侵略的外来種ワースト100」：ICUN（国際自然保護連合）
世界的にみて特に侵略的な外来生物100種類を選定したリスト
- ・「日本の侵略的外来種ワースト100」：日本生態学会
国内において特に侵略的な外来生物100種類を選定したリスト
- ・「特定外来生物」
外来生物法により、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものの中から国が指定したもの。
- ・「生態系被害防止外来種リスト」：環境省・農林水産省
生態系に悪影響を及ぼしうる外来種を環境省・農林水産省がリストにしたもの。

2 経緯と本方針の位置づけ

令和4年に「外来生物法」が改正され、特定外来生物の防除主体に国と併せて地方自治体が明記されました。また、国の「外来種被害防止行動計画」においては、地方自治体が地域で優先すべき外来種を明確にしたうえで、対策することを求めています。

そのような流れを踏まえて、本県では、令和5年3月に策定した「ふくしま生物多様性推進計画」において、県内生態系の脅威となっている外来種対策の推進について盛り込んだところです。

本方針は、「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、国の「外来種被害防止行動計画」と整合性を図りながら、県における外来種対策の方向性を示すものです。



3 対策の基本的な考え方について

外来種の防除では、基本的に外来種の個体数をゼロにする根絶を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、分布の拡大を制御するなどの被害低減を目指した取組を実施します。

① 早期発見と初期防除の重視

外来種対策は侵入初期段階の早期発見と初期防除が重要となります。外来種の個体数が増加する前に迅速に対応することで根絶が容易となり、防除期間が短くなることで駆除する個体数や駆除にかかるコストを最小限に抑えることができます。新たな外来種の侵入が確認され、専門家や自然保護団体などから緊急の防除が必要との意見があった場合には、優先順位を見直して速やかに防除を実施します。

② 戦略的な防除の実施

分布拡大期やまん延期における防除には、コストと時間がかかることから、対策の優先度を踏まえて戦略的に防除を実施します。具体的には、生物多様性の保全上重要な地域(※)における地域的な根絶や生息数を減らし被害を拡大させない低密度化など目的を明確にしたうえで防除に取り組みます。

※自然公園、自然環境保全地域 等

4 外来種の分類、優先順位の考え方

県内に侵入している（していた）外来種には、在来種との競合等により生態系への被害が特に重大なものをはじめ、人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して影響を及ぼすものが確認されており、これらの種については優先的に対策を講じる必要があります。

また、自然公園や自然環境保全地域など、重要な自然がある地域に侵入し、被害をもたらす可能性が高い場合も、優先度を上げて対策を検討する必要があります。

一方で、被害が発生していても、対策の手段が確立されていない等の種については、緊急的な対策は困難です。

さらに、外来種の中には、他の外来種の個体数を抑制している外来種や産業上重要な位置づけである外来種もあり、生態系における価値を多面的に評価する必要があります。

(1) 対象

県内に侵入している（していた）外来種のうち、生態系への被害が確認されている外来種

※確実に外来であることが文献などからも確認できる江戸時代末期以降に導入されている生物を対象とする。

(2) 分類分け、優先順位

・緊急対策外来種

被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当し、かつ防除手法が開発されている（見込みがある）ほか、総合的にみて特に対策の優先度が高いと判断できる外来種。

・重点対策外来種

被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当し、重点的に対策を進める必要があるもののうち、緊急対策外来種以外の外来種。

防除手法が確立していないものについては、専門家の意見を聞きながら実験的な防除を行って効果を確認するとともに、情報収集に努めます。

(被害の深刻度に関する基準)

- ① 生態系に係る潜在的な影響、被害が特に甚大
- ② 生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③ 絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④ 人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。

・産業管理外来種

生態系への被害が確認されているが、産業又は公益的役割において重要であり、利用においては逸脱の防止を図りながら適切な管理が必要な外来種。なお、管理地以外では駆除などの対策が必要。

・その他の総合対策外来種

上記の種以外の外来種。

※ 上記外来種の分類については別紙1にフロー図を参照

※ 本県にて該当する外来種の分類結果については別紙2を参照

5 各主体の役割

(1) 県

県は、関係部局との適切な役割分担の下、連携して本方針の目標達成に向けての施策を総合的・計画的に展開します。

また、県民への普及啓発を図るとともに、市町村・企業などさまざまな主体による外来種対策が促進されるよう積極的に働きかけを行います。

さらには、県が管理する自然公園を含めた県有地における外来種対策に取り組みます。

(2) 市町村

市町村は、地域の住民・自然に最も身近な行政機関であることから、外来種に関する普及啓発活動や外来種の情報収集を効果的に取り組むことができます。県・地域住民と連携しながら、地域の特性に応じた外来種対策に取り組むことが期待されます。

市町村は私有地に侵入した外来種を地主自らが駆除するよう促すとともに、高齢化や人手不足等により駆除が困難な人たちのための相談窓口となり、地域住民が協力して駆除する体制づくりをサポートすることが期待されます。

(3) 県民

外来種問題は園芸植物の逸出など県民の生活とも関わりの深い環境問題です。生物多様性を脅かす外来種について関心をもち、正しい認識をもつことで、外来種を「入れない」、「捨てない(逃がさない、放さない)」、「拡げない(増やさない)」など正しい行動をとるとともに、管理する私有地において外来種対策に取り組むことが期待されます。

また、地域の自然に対する理解を深め、外来種対策を含めた環境保全活動に積極的に参加することも期待されます。

さらには、次の世代に地域の自然の大切さと外来種対策の重要性を伝えていくことも重要な役割です。

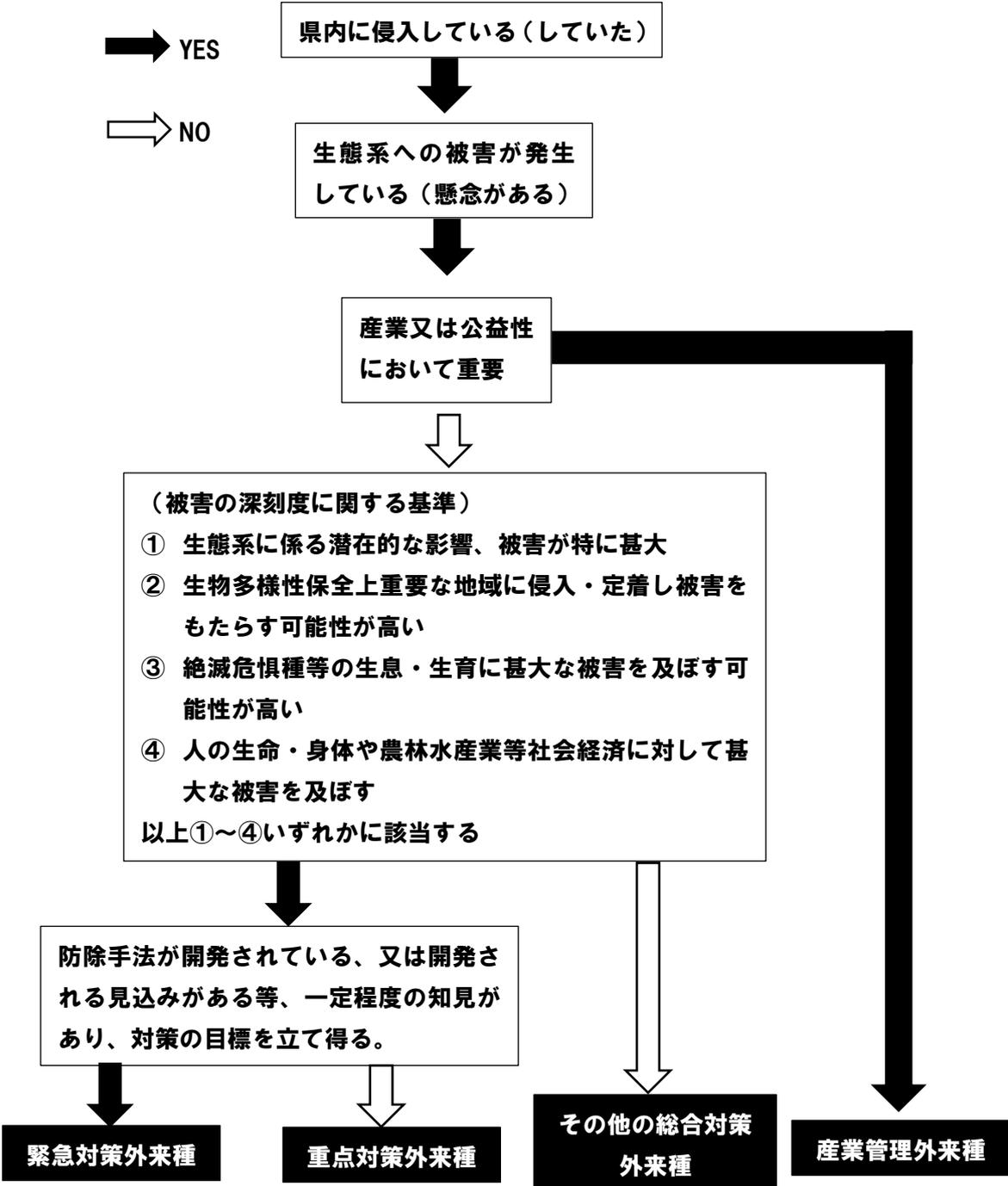
(4) 企業等

企業や団体は、事業活動において生物多様性に与える影響を認識し、さまざまな場面において生物多様性の保全の配慮に努めることが重要です。そのため、外来種問題についても正しい認識をもち、事業地を適切に管理するとともに、侵略的な外来種を導入しない、野外に放さないなど適切な事業活動を行うことが望まれます。

また、企業や団体所有の土地において、外来種対策に取り組むことが期待されます。

さらには、企業の社会的責任(CSR)を踏まえ、関係機関と連携して地域の外来種対策に関わるなど、地域において一定の役割を担うことも期待されます。

外来種カテゴリー分類について



分類結果

分類群	福島県対策優先カテゴリー			
	緊急対策 外来種	重点対策 外来種	その他の総合対策 外来種	産業管理 外来種
哺乳類	2	1	0	0
鳥類	0	2	2	0
爬虫類	1	0	0	0
両生類	1	0	0	0
淡水魚類	4	6	0	3
昆虫類	2	1	5	1
その他無脊椎動物	2	1	6	0
植物	6	38	8	9
合計	18	49	21	13